

# 2024 年度慈愛園子供ホーム事業計画

## 1 施設の基本理念

「わたしは世の終わりまで、いつもあなた方と共にいる」

～マタイによる福音書第28章20節～

「こどもは神様に愛されるために生まれた存在であるからこそ、一人ひとりが大切にされるべきである」という理念に基づいた支援を行う

### ・養護目標

「愛情豊かで責任ある社会人」

「私が命じておいたように落ちついた生活をし、自分の仕事に励み、自分の手で働くように努めなさい」 ～テサロニケ第一の手紙 第4章11節

### ・児童生活目標

「人を大切にする」「自分のことは自分でする」「仲よくする」

### ・基本方針

慈愛園子供ホームは、社会的養護を担う施設として、保護者の適切な養育を受けられない子どもの心身の健やかな成長とその自立を支援するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行い、関係機関や地域と共働して、子どもの福祉の向上を目指します。

1. すべての子どもが、神さまに愛される大切な存在である。  
(子どもの権利・キリスト教養育)
2. 子ども中心の生活を創造する。(児童中心主義)
3. 家庭と同じ機能を果たすようにする。(ホームシステム)
4. 福祉専門機関として、地域の様々な働きに協力する。(施設の地域貢献)
5. 社会と時代の要請にこたえる仕事を開発する。(パイオニア精神)

## 2 2023 年度の主な取り組み

### (1) 子供ホームの理念につながる取り組み

コロナ禍の中、子どもたちの生活をコロナ対応とした結果、あらゆる面において弊害が出ていた。まずは基本的な生活の確立を行い、家庭的養育を目指した。

### (2) 組織力の強化

就労面において基本的な理解が職員間で出来ていない現状があり、就労に対する基本的理解を促す必要があった。報連相が行われていない為、職員の独断の判断が目立つ。子どもたちの生活規則についても曖昧なものが多く見直す必要があった。

## 3 2024 年度の実行方針

### (1) 事業の運営に関する方針

- ① 職員のケースに対する共通理解を促す。
- ② 職員の働き方に対する考え方を変える。
- ③ 人事考課のルールを引く。
- ④ 「施設型一時保護所」の検討する。

- ⑤定員削減する。
- ⑥地域小規模移行準備をする。
- ⑦児童使用のスマートホンルールの改定。

<目標>

- ・当年度のみ計画ではなく、中長期レベルの計画であるが確実に抑えていかなければならない。年度当初に委員会の立ち上げを行う（方針(1)①、(1)②、(1)③関係）。
- ・既に申請を行っているが、人材不足により実施が出来ない状態であり、引き続き募集を行い、年度内に実施する（方針(1)④関係）。
- ・地域小規模施設の実施を目指す（方針(1)⑤、(1)⑥関係）。
- ・すでに計画の実行レベルに達しているが、運用していく中で意見徴収や改訂を行っていく（方針(1)⑦関係）。

**(2) 組織の運営管理に関する方針**

- ①不適切な養育についての予防・啓発委員会の立ち上げ。
- ②SVシステムの構築。
- ③施設内研修の強化。
- ④ケーススタディの導入。

<目標>

- ・委員会の立ち上げを5月までに行い内容検討をしていく（方針(2)①関係）。
- ・中長期的に職員に浸透されるよう時間をかけ行う（方針(2)②、(2)③、(2)④関係）。

**(3) 経営（財務基盤管理、利用者確保など）に関する方針**

- ①一時保護所の設立。
- ②定員減における人員確保と地域小規模施設。

<目標>

- ・一時保護所の設立を行う（方針(3)①関係）。
- ・定員減に伴う措置費収入を一時保護所収入で補填する予定だったが定員減が先行してしまっている。人員確保に努めたい（方針(3)①、(3)②関係）。

**(4) 重要な施設整備や機器導入等に関する方針**

- ①大型遊具の設置。
- ②ICT化によるタイムカードシステム導入。
- ③子供ホーム建物の有効利用と撤去計画。

<目標>

- ・9月までに業者選定し、購入設置する（方針(4)①、方針(4)②関係）。
- ・既に自立支援訓練施設としての活用を始めているが、2棟を整備し男女で分けて使用出来るようにしたい（方針(4)③関係）。

#### 4 2024年度の具体的な取組

##### (1) 職員の人材育成、組織力強化(方針(1)①、(1)②、(1)③関係)

- 人事に関する委員会を立ち上げ、職員の働き方に対する考え方を考える(年間通して)。

※基本的に職員自体がSV体制に慣れてなく、主観的な考えで自分らの都合の中で動いていて、導入にはかなり違和感を持たれる可能性がある。1~4年目の職員に面接を行っていくと、スキルレベル、労基法に対する理解が低くOJTが行われていないことが分かったが、当人は何が問題なのか気づいてないレベル、または仕事は遂行出来ていると思いついでいる状態である。

- 職員目標管理を導入し、定期的な上司から評価が受けられるシステムを導入する。(年間通して)。

※職員評価に関して、システム上何もなく、中堅職員でさえ人材育成に対する参加意識が低い。まずは「職員目標管理」を導入し、定期的な上司からの評価が受けられるシステムを導入する。

##### (2) 施設型一時保護所の検討と人員確保を目指す(方針(1)④、(3)①関係)

- 施設型一時保護所の検討を行う(年間通して)。

※高機能多機能の問題は社会的養護施設が抱える喫緊の課題である。アウトリーチ型の援助システムなどは手の届かないレベルの高いサービスであり、まずは手が届くレベルで「施設型一時保護所」を検討する。

- 人員確保を行う(年間通して)。

※2023年度は一時保護所とそれに伴う子供ホーム次年度構想を練ってきたが、大量の退職者が発生した。当初より施設内保育所(ノーマン保育所)の運営は費用対効果を考えても閉鎖する時期にきている状態だったのだが、それを上回る離職者であり、ノーマン運営のみならず、一時保護所の設立もこの機に及んで難しくなってきた。

##### (3) 地域小規模施設の設置を行う(方針(1)⑤、(1)⑥関係)

- 地域小規模施設の検討、設置を目指す(年間通して)。

※国の施策である「家庭的養育」に伴う施設の小規模化と地域小規模の波は当然クリアしなければならない課題である。本園でも5名の定員減と、もう一棟の地域小規模施設を設置しなくてはならない。

##### (4) 児童使用のスマートホンルールの改定を行う(方針(1)⑦関係)

- 児童使用のスマートホンルールの改定(早急に)。

※子供ホームでは異常なレベルでのスマホ依存が進んでいる。現在ある程度、規制をかけているが児童達の反駁も多く、暴力や性犯罪に発展する危険も含んでいる。また個人のスマホを罰則として没収していた経緯があるが、個人の物に対する権利侵害にもなるので、権利侵害につながらないような制約が効くルール作りが必要である。

##### (5) 不適切養育についての対応を行う(方針(2)①関係)

- 不適切な養育についての予防・啓発委員会の立ち上げを行う(5月)

※乳児ホームの案ではあるが、不適切な養育についての予防・啓発委員会の立ち上げを検討する必要がある。実際に子供ホームは施設内虐待とはならなかったものの「不適切な養育」が2件発生している。緊急度は乳児ホームよりも格段に高い。

**(6) S Vシステムの構築を行う（方針(2)②関係）**

●乳児ホームでのシステム（ビジョンシート、職員目標管理、コミットメントシート、養育基本目標作成）を導入する（年間通して）。

**(7) 計画的に施設内研修を行う（方針(2)③、(2)④関係）**

●施設内研修の計画、実行を行う（年間通して）。

**(8) 職員の処遇における共通意識を形成させる（方針(1)①、(1)⑤、(2)①、(2)④関係）。**

●ケーススタディの導入を行う（早急に）。

※処遇における共通意識がなかなか形成されず、児童に対する対応がまちまちな問題もある。専門者の中で意思統制が図られる必要もある為、ケーススタディの導入は必要だと思われる。

**(9) 大型遊具の設置を行う（方針(4)①関係）**

●大型遊具の検討、設置を行う（9月までに）。

※以前、運動場にあったバスケットコートや滑り台などの大型遊具は耐用年数が切れていた為、撤去した。新たな大型遊具を導入したい（3オン3バスケットコートや運動器具設置などを検討している）。

**(10) I C T化によるタイムカードの導入（方針(4)②関係）**

●I C T化によるタイムカードシステムの導入を行う（早急に）。

※今回の超過勤務支払いの問題の1つにタイムカードの打刻が就業中に難しいという問題がある。また、集計作業や修正などこれに伴う作業の繁雑性が高く、ここを整理する為、I C T化されたタイムカードシステムを導入予定である。

**(11) 子供ホーム建物の有効利用を計画する（方針(4)③関係）**

●子供ホーム建物の有効利用計画を立てる（早急に）。

※地域小規模と定員減に伴い、本体施設に点在する空き家を整理しなければならない。また、有効な利用として18歳以上の措置継続児童等の自立訓練の為の建物としての活用など、計画的に方針決定を行う必要がある。